

目黒区立緑ヶ丘小学校PTA規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、目黒区立緑ヶ丘小学校PTAと称し、事務所を緑ヶ丘小学校内におく。
- 第 2 条 本会は、緑ヶ丘小学校在籍児童の父母（又はそれに代わる人、以下同じ）と、本校に勤務する教員をもって組織する。
在籍児童の父母は本会に入会届を提出することによって会員となる。入会届はいつでも提出することができる。また、本会に対し退会の意思を表明することによって、いつでも退会することができる。
会員は、毎年の部活動と行事活動募集に応じて、本人の希望した活動に参加する。一つの活動に希望が集中した場合は、本会の運営部会が調整を行うが、本人の意思に反して活動を割り当てられることはない。会員は6年間の活動参加の目安として一定数のポイント獲得を目指す。活動参加により会員が獲得するポイント数は参加した活動の種類により異なる。その詳細は総会で決定する。
- 第 3 条 本会は、家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進するため、学校の教育活動に協力し、併せて会員相互の親睦とその向上を図ることを目的とする。
本会の活動は全在籍児童を対象としたボランティア活動であり、在籍児童の父母が会員で有る無しに関わりなく全在籍児童が本会の活動の受益者となる。
- 第 4 条 本会は、教育を本旨とする社会教育団体であり、特定の政党や宗教の支持をしたり、営利を目的とする行為は行わない。また学校の管理や教員の人事には干渉しない。

第 2 章 会 計

- 第 5 条 (1) 本会の経費は、会員の納める会費をもって賄う。会費の金額は総会、納入方法は運営部会で定める。
(2) 決算書の保管期限は永年、経費等精算書と証憑の保管期限は5年とする。
- 第 6 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。

第 3 章 運 営 部 員

- 第 7 条 (1) 本会に、次の運営部員をおく（括弧内は選出母体）。但し、人数は目安であり、状況により変動しても良い。
- | | | |
|---------|-----|--------------|
| 1. 会 長 | 1 | （父母） |
| 2. 副会長 | 3以上 | （父母2～3、副校長1） |
| 3. 書 記 | 3以上 | （父母2～4、教員1） |
| 4. 会 計 | 3 | （父母2、教員1） |
| 5. 会計監査 | 2以上 | （父母2～3） |
- (2) 運営部員は、相互にも他の役職とも兼任することが出来ない。但し、運営部員の人数が不足等により任務に支障をきたす時は、この限りではない。
- 第 8 条 運営部員の任務は、次のとおりとし、細目は細則をもって定める。
- | |
|---|
| 1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。また、各会議を召集する。 |
| 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。 |
| 3. 書記は、本会の庶務に携わる。また、総会、運営部会及び実行委員会の運営を司る。 |
| 4. 会計は、本会の会計事務を処理する。 |
| 5. 会計監査は、会計の監査をする。 |
- 第 9 条 校長は、本会の運営について助言し、必要に応じて学校の教育活動について説明し、すべての会議に出席して意見を述べるができる。

第 4 章 機 関

第 10 条 本会に、次の機関をおく。

1. 総 会
2. 運 営 部 会
3. 実 行 委 員 会
4. 学 級 集 会 ・ 学 年 集 会
5. 部 会 ・ 合 同 部 会
6. 推 薦 委 員 会
7. 監 査 会

第 5 章 総 会

第 11 条 本会の最高議決機関である総会及び直接投票は次のように実施する。

- 年度始め総会 —— 毎年4月から6月の間に開催し、前年度決算、新年度予算、新年度活動計画、その他重要事項を審議する。
- 年度末総会 —— 毎年1月又は2月に開催し、当年度の部会活動報告、翌年度の運営部員の推薦、サポートスタッフの選任、その他重要事項を審議する。
- 臨時総会 —— 実行委員会が必要と認めた場合又は会員総数の3分の1以上の請求があった場合に開催し、重要事項を審議する。
- 直接投票 —— 実行委員会が必要と認めた場合又は会員総数の6分の1以上の請求があった場合、会員による直接投票を実行し、重要事項を決定する。直接投票の定足数は全会員の2分の1とし、議決は有効投票数の過半数をもって定める。組織上・運営上の大きな変更を行う場合は直接投票によらねばならない。この決定は総会の議決と同様の効力を持つものとする。

第 12 条 総会の定足数は、会員総数の5分の1とし、議決は、出席した会員の過半数をもって定める。

第 13 条 前2条における父母会員の人数は、家庭数によって計算する。

第 14 条 会長は、総会の5日前までに、総会の日時、場所及び議題を全会員に通知する。

第 6 章 運 営 部 会

- 第 15 条 (1) 運営部会は、運営部員をもって構成、実行委員会に提出する原案を作成する。
- (2) 会長は、必要ある場合、各部会の部長に対し、運営部会に出席するよう求めることが出来る。

第 7 章 実 行 委 員 会

- 第 16 条 (1) 実行委員会は運営部員、学年部員、各部会の部長をもって構成し、任務は、次のとおりとする。
1. 総会で議決又は委任された事項を執行する。
 2. 各部会によって立案された活動計画を審議、調整する。
 3. 総会に提出する各種議案を作成し、総会の運営をする。
 4. 必要ある場合には、特別委員会を設ける。
 5. その他緊急事項を処理する。
- (2) 重要と思われる事項について審議、処理した場合は、その直後の総会において承認を得るものとする。
- (3) 本会運営のために、細則および内規を設ける。

- 第 17 条 実行委員会は、総会の審議や報告事項を精査するために開催及びそれ以外は必要に応じて開催し、定足数は全委員の半数とする。但し運営部員以外の委員の定数の半数以上が含まれていなくてはならない。

第 8 章 学 級 集 会 及 び 学 年 集 会

- 第 18 条 学級及び学年の集会は、次のとおりとする。

1. 学級集会

その学級に所属する会員をもって構成し、学級から学年部員 1 名を選任し(状況によっては、学級から 2 名を選任、学級から選任出来なければ学年から選任も可能とする)、会員相互の親睦とその向上を図る。

2. 学年集会

その学年に所属する会員をもって構成し、その学年の問題解決及び会員相互の親睦と理解を深める。

第 9 章 部 会

- 第 19 条 部会として次のものを設け、各部会の活動内容は、別に細則で定める。

1. 学年部会 (各学級父母若干名、教員若干名)
2. 成人教養部会 (父母若干名、教員若干名)
3. 校外活動部会 (父母若干名、教員若干名)
4. 広報部会 (父母若干名、教員若干名)

- 第 20 条 (1) 各部会は、部長、副部長、必要に応じて書記、会計を選任する。
(2) 各部会が相互の連携や親睦を図るために一同に会して、合同部会を行うことが出来る。

第 10 章 推 薦 委 員 会

- 第 21 条 推薦委員会は、翌年度の運営部員の各候補者(父母選出分)を次の基準に従って選考し、総会に推薦する。

1. 会長 1名。現 6 年生を除く全会員。
2. その他の運営部員 7 名以上。現 6 年生を除く各学年から 1 名ずつ以上が望ましい。
なお、会計監査 1～2 名は、新 1 年生から選出する。

- 第 22 条 (1) 推薦委員会は、次の方法によって選出した委員をもって構成する。
1. 学年部員全員。人数はクラス数に準ずる。
2. 実行委員会委員から 2 名以上
3. 教員から 2 名
(2) 推薦委員会は、委員長、書記各 1 名を互選する。

第 11 章 監 査 会

- 第 23 条 会計監査は、監査会を開いて会計を監査し、監査の結果を総会に報告する。

第 12 章 任 期

- 第 24 条 (1) 運営部員、会計監査委員及び各部会部員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年間とする。但し、各部会部員の活動は、新年度引き継ぎから次年度引き継ぎまでを要する。
(2) 運営部員は、同一の役職を 1 回にかぎり留任することができる。
(3) 運営部員以外の役職は、回数の制限なく留任することができる。
(4) 年度の途中で運営部員に欠損が生じたときは、実行委員会において補欠の者を選任する。但し、その任期はその年度の終了するときまでとする。

第 13 章 改 正

第 25 条 本規約は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

付 則

本規約は、設立年月日である昭和61年4月28日より施行する

規約改正年月日 平成9年4月1日
平成18年2月27日
平成29年2月13日
平成29年5月31日
平成29年6月29日
平成30年1月29日
平成31年2月7日
令和元年6月22日
令和5年1月21日